

モンゴルの国家財政に関する基礎的考察

—— 20世紀初頭の関税収入を中心に ——

橘 誠

目次

1. はじめに
2. モンゴル国の関税制度
3. I.M. マイスキーと『現代モンゴル』について
4. モンゴル国財務省史料とマイスキーの統計
5. 関税増収の要因
6. おわりに

1. はじめに

モンゴル国は清朝滅亡時にその版図内にあった地域のうち、現在独立を維持している唯一の国家である。1911年10月に勃発した辛亥革命の後、なぜモンゴル国のみが清朝滅亡後に中華民国、そして中華人民共和国に包含されることなく独立を達成できたのかという問いは、20世紀におけるアジアの他地域の歴史と比較して考える上で重要な論点となってきた。そのため、このような問いに対しては、政治・外交史の分野における重厚な研究蓄積¹があり、筆者もかつて論じたことがある(橘2011)。

しかしながら、新国家の運営を支える財政はどのようなものであったのかという基本的な問題については、ロシア人研究者I.M. マイスキー (И.М. Майский) の著書 *Современная Монголия* (『現代モンゴル』)² において挙げられた統計などに基づく概説的な分析³、あるいは極端にミクロ的な分析しか行われてこなかったのが現状である。確かにマイスキーは具体的な数字を挙げ、関税収入がロシアからの借款を除いた国家歳入の70%から80%を占めていたことを示している(Майский 1921: 282-283)が、その統計が他の史資料により検証されたことはなかった。モンゴル国所蔵の史料としては、初代モンゴル国総理大臣ナムナンスレンにより認可された1916年の収支予算⁴が知られているが、モンゴル国の財政に関する系統的な史資料は管見の限りこれまで紹介されていない⁵。

国内産業が十分に発展していなかった当時のモンゴル国において、関税は保護関税ではなく、当然にして財政関税であった⁶。それにもかかわらず、国境を接した帝政ロシア臣民は無関税特権を与えられていたため、関税を納付するのは基本的にもう一つの隣国である中国の商人と、国内関税を課されたモンゴル人のみであった。さらに、中国商人が無関税特権を有するロシア人から名義を借りた税逃れの問題などが頻発し、関税の徴収は難航していた(橘2020)。そこで、モンゴル国はいかにして歳入の大半を占めていた関税を確保していたのであろうか、その額は実際にはどれほどであったのであろうか、そしてモンゴル国の財政の実態はどのようなものであったのだろうか、という疑問が生まれてくる。

本稿の目的は、まずモンゴル国の档案史料に基づき、これまでモンゴル国の国家財政を考察する基本資料となっていたマイスキーの統計を検証し、その上でモンゴル国における実際の関税収入額について分析する。モンゴル国における関税の解明は、モンゴル国の財政を考える上で必要不可欠であり、なぜモンゴル国が独立を達成できたのか、という問いに対する政治的・外交的要因とは異なる新たな答えを示すことにつながると考えている。

2. モンゴル国の関税制度

モンゴル国における関税制度については、すでに整理したことがある⁷が、行論上重要であるため以下に簡単にまとめておきたい。

まず、清代のモンゴルにおいては、帝政ロシアと清朝が1862年に締結した陸路通商章程により、露清国境100里(50ヴェルスタ)以内の無関税貿易が合意され、ロシア臣民は清朝官憲所在のモンゴル各地(フレー、オリヤスタイ、ホブド)での無関税貿

易が認められていた。その後、1911年12月1日の独立宣言後の1912年7月1日に、モンゴル国で最初の関税規則が公布された。この規則では、すべて商人は輸入・輸出ともに5%（酒類は10%）の関税を支払うことが記されており、ロシア臣民も課税対象となった。しかしながら、1912年11月3日に締結された露蒙協定の付属議定書第2条により、新生モンゴル国の後ろ盾となっていた帝政ロシアの臣民は、あらゆる取引における無関税特権を再び認められることになった。

独立宣言後も無税であったモンゴル人の取引については、1913年6月28日のボグド・ハーンの勅令により国内関税が課せられるようになった。これは家畜の種類や年齢によって定額の税を課すというものであったが、この税が導入された背景には、無税であるモンゴル人を利用した中国商人による税逃れの事案の頻発があった。すなわち、ほとんど唯一の関税負担者である中国商人から徴収する関税の取りこぼしを防ぐためにも、モンゴル人への国内関税が必要とされたのであった。

このように、1910年代初頭のモンゴル国においては、中国商人、モンゴル人の取引には関税が課せられ、ロシア臣民は無関税の特権が与えられていたことになる⁸。ところが、王公やロシア臣民を処罰する規定の欠如から、中国商人との共謀が図られる案件が現れたため、彼らに対する罰則規定が盛り込まれるなどの税規則の改定が行われていった。また、ロシア臣民が中国商品を中蒙国境から運び込んだ場合の扱いなどが議論され、最終的に、いかなる商品であれ、ロシア臣民が露蒙国境から商品を運び込んだ場合のみ無関税であること、すなわち、中蒙国境経由の取引は課税対象であることなどが確認された。

その後、モンゴル国の政治的ステータスを協議するためにロシア、中国、モンゴル間で開催されたキャフタ会議において、「外モンゴル」に対する宗主権を有することが同意された中国は、「外モンゴル」におけるロシア臣民と同等の無関税の特権を中国商人に付与することを求めたが、これはロシア、モンゴルの反対に遭い拒否された。ロシアは「外モンゴル」が中国領の一部であるとの中国の主張を逆手にとり、「外モンゴル」において導入される関税は、国境関税ではなく釐金⁹のようなものであるとした。

また、モンゴル側も釐金の徴収は清代に始められたものであり、モンゴル政府はそれを継承しただけであるとの見解を述べた。中国領土内では釐金が徴収されていたため、「外モンゴル」が中国領の一部であると主張する中国はこれらの見解に反論できなかった。釐金の徴収を認めなければ、「外モンゴル」は中国の領土とは別の地域と見なされる恐れがあったからである。最終的に、「関税」とは呼ばずに「内地商税」という名目で中国商人が税を負担することで妥結した。

1915年6月7日に締結されたキャフタ協定第12条は、

中国商人が貨物を自治外モンゴルに搬入する場合には、いかなる種類の商品であろうと関税を課されることはない。ただし、中国商人は、自治外モンゴルにおいて制定され、今後制定される内地商税を外モンゴル人同様に納付する（Багсайхан (ed.) 2013: 408）。

と定めている。しかしながら、モンゴル人に対して課せられていた国内関税を中国商人に適用する場合、家畜価格が変動しても定額課税であるために税収が安定しない恐れがあった。そこで、後述するように、モンゴル人への課税を中国商人に対するものと同様に一律5%に変更することになるのである（Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив. 以下 МУУТА と略。ФА8-Д1-ХН673-2）。すなわち、中国商人の負担する内地商税なるものは、実質的にはキャフタ協定以前と何も変わらなかったのである。モンゴル国の史料においても、モンゴル人、中国商人から徴収した税は一律に「関税」として計上されている。

3. I.M. マイスキーと『現代モンゴル』について

ソ連の著名な外交官にして科学アカデミー正会員であったI.M. マイスキーは、1884年、ヴォログダ州キリロフに生まれた¹⁰。ポーランド系ユダヤ人の父は医者であり、家の本棚はシェイクスピアをはじめとするイギリス文学の書籍で埋められていたという。オムスクでギムナジウムの教育を受け、17歳でペテルブルク大学に入学した。大学において革命思想に染まったマイスキーは、ロシア社会民主労働党に入党した。1905年のロシア第一革命の際に逮捕され、トボリスクに流刑され、その後、1908年にド

イツに亡命し、ミュンヘン大学において経済学の修士号を取得、1913年からロシア2月革命までをイギリスのロンドンで過ごした。イギリス滞在中、将来のソ連外務人民委員G.V.チチェーリン（Г.В.Чичерин）やM.M.リトヴィノフ（М.М.Литвинов）らの知己を得た。

ロシア社会民主労働党が分裂すると、マイルスキーはメンシェヴィキに属した。2月革命後は臨時政府の労働省に勤め、1918年の夏にはサマーラの反ボリシェヴィキ政府であるコムーチに加わった。程なくしてコムーチは崩壊するが、それ以降、ロンドンで知り合ったリトヴィノフと再会して外務省に勤務するまでのマイルスキーの経歴ははっきりとしない。ジョージ・ケナンは、「興味深く、そしてやや曖昧な2年のインターバルがあった。そのほとんどの時間、表面上はロシア協同組合ツェントロソユーズの購買調査隊のリーダーとしてモンゴルで過ごしたと思われる」（Kennan 1969: 150）と記している。この時の成果が、後に考察する『現代モンゴル』である。モンゴル滞在中、*В старой и новой Монголии*（『新旧のモンゴルにおいて』）の著書として有名なA.V.ブルドコフ（А.В.Бурдуков）とも親交深めた。

1922年、マイルスキーはロシア外務省出版部長に就任した。そして、1929年にフィンランド駐在全権代表、1932年にはイギリス駐在ロシア大使に任命され、1943年までの11年間をイギリスで過ごした。1946年に外務省を退官し、その後は政治・外交史の研究に従事、大学でも教鞭をとった。スターリンの死の直前に逮捕されたが、2年後には釈放され、スターリンの大粛清を生き残った。

このマイルスキーが著し、1921年にイルクーツクで1000部刊行された『現代モンゴル』は、当時のモンゴルに関する数多くの貴重な統計を掲載しているこ

とから、これまでも近代モンゴル史研究の最重要参考文献としてその価値が認められてきた¹¹。特に注目されてきたのが、1918年にモンゴル国が史上初めて実施した人口・家畜調査の統計である。マイルスキーがいかにしてこの統計を入手したのか、その経緯については詳らかになっていないが、1919年5月から1920年9月に市場調査のためにモンゴルへ派遣された際に手に入れたものであることは疑いない。いずれにしても、すでにモンゴル国においてさえ失われている人口・家畜調査の統計を後世に残した功績は大きいと言える。

この統計では、旗ごとの男子の人口を身分ごとに18歳未満、18歳から50歳、50歳以上に分けて計上し、これに僧侶と女子を加えて旗ごとの総人口を算出している。家畜はウマ、ラクダ、ウシ、ヒツジとヤギの4種の頭数が挙げられている。

この他、マイルスキーの『現代モンゴル』には、中国商人の取引高やロシア商業に関するキャフタやコシ・アガチの税関統計なども挙げられている¹²が、本稿に密接に関係するのは1913年から1918年までのモンゴル国中央政府の歳計である（表1）。通貨はルーブル（留）と銀両¹³が併記されている場合があり、1913/14年度～1915/16年度は1両=1.4ルーブル、1916/17年度、1917/18年度は1両=2ルーブルで換算されている。ただし、会計年度が何月から何月までかは不明である。

マイルスキー自身の分析するところによれば、1913年から1918年までの各年の歳入は110万両（1914/1915年度）から約190万両（1913/1914年度）の間を前後しているものの、1914/15年度以降は予算上の歳入・歳出は同額であり、1918/19年度は余剰金が生じているとする（Майский 1921: 282）。ただし、経常収入と経常支出のみを見れば、恒常的な

表1. 中央政府の歳計

	1913/1914	1914/1915	1915/1916	1916/1917	1917/1918	1918/1919
歳入総額（留）	2,708,729	1,578,400	2,281,792	2,478,911	3,292,053	
（両）	1,934,806	1,127,439	1,629,851	1,239,455	1,646,027	1,847,297
歳出総額（留）	4,250,880	1,578,400	2,281,792	2,478,911	3,292,053	
（両）	3,036,342	1,127,439	1,629,851	1,239,455	1,646,027	1,471,478

（Майский 1921: 282 をもとに作成）

表 2. 経常収入と経常支出

	1913/1914	1914/1915	1915/1916	1916/1917	1917/1918
経常収入 (留)	673,394	673,394	732,000	1,332,286	1,773,397
経常支出 (留)	1,265,204	1,468,924	1,730,364	2,136,911	2,100,383

(Майский 1921: 282 をもとに作成)

表 3. 経常収入の内訳

	1913/1914	1914/1915	1915/1916	1916/1917	1917/1918
関税収入 (留)	486,720	486,720	586,000	977,000	1,369,000
その他 (留)	186,674	186,674	146,000	355,286	404,397
総計 (留)	673,394	673,394	732,000	1,332,286	1,773,397

(Майский 1921: 283 をもとに作成)

赤字であったことは明白である (表 2)。この赤字を埋めていたのがロシアからの借款ということになる。

経常収入の内訳をみると、これまで指摘されてきた通り、およそ 70% から 80% を関税が占めていることになるため、モンゴル国の独自財源はほぼ関税であったとみてよく、本稿が関税のみに着目する所以である (表 3)。表中の「その他」は、土地・森林・牧地からの税、鉱山から収入などである。

4. モンゴル国財務省史料とマイスキーの統計

モンゴル国中央政府の収支について、それが財務省から定期的にボグド・ハーンに上奏されていたことはこれまで知られていなかった。そこで本稿では、およそ半年に一度、財務省からボグド・ハーンに上奏され、その後各省庁へ報告されていた 1913 年から 1918 年までのモンゴル国中央政府の収支に関する統計を紹介する。ただし、本稿においては関税収入に着目するため、支出については総計のみを挙げ、その詳細な紹介は別の機会に譲ることとしたい。

上奏される期間については、共戴 5 (1915) 年以降は比較的安定しているが、それ以前はおよそ半年に一度であるもののその期間はまちまちであり、共戴 3 (1913) 年は 11 カ月分の、共戴 4 (1914) 年の前半期は 8 カ月分の、そして同年後半期は 4 カ月分の収支が上奏されている (表 4)。そのため、上奏がいつなされていたのかを推測することは難しく、収支が報告された上奏を探し出すには財務省の日誌

全てに目を通す必要があった。

上奏された収支は全て銀両建てによるものであり、ロシアからの借款は本来ルーブル建てであったものが全て銀両に換算されて計上されている。ただし、換算率は、1 ルーブルを 0.7 両で換算している場合 (例えば共戴 3 年は 200,000 ルーブルを 140,000 両に換算) と 1 両を 1.4 ルーブルで換算している場合 (例えば共戴 5 年の前半期は 265,000 ルーブルを 189,285.72 両に換算) があり、マイスキーが 1913/1914 年度から 1915/1916 年度まで全て 1 両を 1.4 ルーブルで換算しているのとは異なっている。

収支は共戴 4 (1914) 年の後半期以外は全て黒字であるが、共戴 3 (1913) 年から共戴 6 (1916) 年まではロシアからの借款がなければ全て赤字になる。それでも、共戴 7 (1917) 年以降は関税収入が増加し、借款なしでも余剰金が生じている。収支報告がなされる期間が一定しないために各年度の収入を算出することは困難であるが、1 カ月の平均収入はおよそ 8 万両から 9 万両であるため、1 年間の平均収入は 100 万両前後になる計算である。

関税の収入を見ると、共戴 6 (1916) 年までは収入総計のおよそ 50% 前後を占めているが、ロシアからの借款を除いた収入総計においてはおよそ 70% から 80% を占めていたことになり、これはマイスキーが述べるパーセンテージと一致している。

その他の気になる点としては、単純な計算間違いや記載ミスが散見されるところである。例えば、共戴 4 年 3 月 30 日 (1914 年 5 月 25 日) に上奏された共戴 3 年 4 月 1 日から同年閏 12 月 30 日までの収入

表4. モンゴル国立中央文書館所蔵財務省史料（通貨単位は両）

	共載 3/4/1- 閏 12/30 ¹	4/1/1-8/30 ²	4/9/1-12/30 ³	5/1/1-6/30 ⁴	5/7/1-12/30 ⁵	6/1/1-6/30 ⁶	6/7/1-12/30 ⁷	7/1/1-7/30 ⁸	7/8/1-12/30 ⁹	8/1/1-6/30 ¹⁰
繰越	71,660.44	46,541.23	21,867.67	—	9,107.06	16,030.63	9,827.379	6,880.36	18,410.59	77,222.05
関税収入	353,124.41	361,748.87	217,836.16	225,404.47	330,839.66	270,085.70	384,124.90	561,387.77	645,657.01	97,364.735
借款	140,000.00	76,650.00	80,732.03	189,285.72	172,843.19	100,000.00	103,500.00	—	—	—
その他 ¹¹	152,381.21	86,864.24	64,870.25	45,134.99	85,421.93	47,517.197	112,772.701	73,386.225	106,489.91	653.715
収入総計	717,166.06	571,804.34	420,306.11	459,825.18	598,211.84	433,633.527	610,224.98	641,654.355	770,557.51	175,240.50

支出総計	670,992.53	549,936.67	428,457.92	450,718.12	582,181.21	423,806.148	603,343.62	723,243.765	693,335.46	706,643.86
------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------	------------	-------------	------------	------------

差引	46,541.23	21,867.67	-8,151.00	9,107.06	16,030.63	9,827.379	6,880.36	18,410.59	77,222.05	368,596.65
----	-----------	-----------	-----------	----------	-----------	-----------	----------	-----------	-----------	------------

- 1 共載 4 年 3 月 30 日（1914 年 5 月 25 日）上奏（МҮҮҮТА. ФА6-Д1-ХН139）
- 2 共載 4 年 9 月 29 日（1914 年 11 月 16 日）上奏（МҮҮҮТА. ФА6-Д1-ХН121-Х313a-324a）
- 3 共載 5 年 3 月 11 日（1915 年 4 月 25 日）上奏（МҮҮҮТА. ФА6-Д1-ХН150-Х169a-175b）
- 4 共載 5 年 8 月 10 日（1915 年 9 月 18 日）上奏（МҮҮҮТА. ФА6-Д1-ХН154-Х117a-125b）
- 5 共載 6 年 1 月 22 日（1916 年 2 月 25 日）上奏（МҮҮҮТА. ФА6-Д1-ХН205-Х123a-134a）
- 6 共載 6 年 7 月 21 日（1916 年 8 月 19 日）上奏（МҮҮҮТА. ФА6-Д1-ХН969-Х12）
- 7 共載 7 年 1 月 24 日（1917 年 3 月 17 日）上奏（МҮҮҮТА. ФА6-Д1-ХН287-Х49b-59b）
- 8 共載 7 年 8 月 17 日（1917 年 10 月 2 日）上奏（МҮҮҮТА. ФА6-Д1-ХН293-Х150b-157b）
- 9 共載 8 年 1 月 21 日（1918 年 3 月 4 日）上奏（МҮҮҮТА. ФА6-Д1-ХН352-Х38a-45b）
- 10 共載 8 年 7 月 6 日（1918 年 8 月 13 日）上奏（МҮҮҮТА. ФА6-Д1-ХН359-Х38a-45b）
- 11 その他は、収入総計から繰越、関税収入、借款を引いたもの。

総計は 717,166.06 両、支出総計は 670,992.53 両であるため、差引 46,173.53 両になるはずであるが、収支報告では 46,541.23 両とされており、これがそのまま次期に繰り越されている。この場合、367.7 両が不足することになり、それはどこからか補填されていたはずであるが、そのことはどこにも言及されていない。また、唯一赤字となった共戴 4 (1914) 年後半期は、収入総計が 420,306.11 両、支出総計 428,457.92 両であるため、差引 -8,151.81 両になるはずであるが、収支報告では小数点以下が切り捨てられ -8,151 両と記されている。

その他、共戴 7 (1917) 年前半期の支出総計は 723,243.765 両となっているが、収入総計は 641,654.355 両で、18,410.59 両の余剰金が生じていることから、この支出総計は 623,243.765 両の単純な誤記であろうと思われる。また、共戴 8 (1918) 年前半期の収入は極端に少なく、175,240.50 両のみが計上されるに過ぎない一方、支出はほぼこれまで通りの 706,643.86 両が計上されているため、本来であれば -531,403.36 両の大幅な赤字になるはずである。それにもかかわらず、差引は 368,596.65 両もの余剰金が生じたことになっているため、これは 100 万 (say_a) と記載すべきところ (1075,240.50) を、10 万 (bum) と誤記したためと思われる。それでも、差し引きは 368,596.64 両が正しい。この場合は、関税収入が 97,364.735 両というのは少なすぎるため、ここに何らかの記載ミスがあるのであろう¹⁴。

関税について、共戴 5 年 4 月 6 日 (1915 年 5 月 20 日) にモンゴル政府税務省がボグド・ハーンに報告した共戴 4 (1914) 年 1 年間の関税総収入は 667,100 数両となっている

(МҮҮТА. ФА8-Д1-ХН279-Х33а-34b)。本稿において紹介している財務省の収支報告では、共戴 4 年 1 年間の関税収入は前後半期を合計すると 579,585.03 両となる。これは、各地の税務局および各旗から税務省へ、そして税務省から財務省へ送金する際、それぞれにおいて経費として数パーセントが差し引かれているため

に数字が合わないであろう。1912 年 5 月 31 日に制定された税規則は、第 3 条において、「ニースレル・フレー、売買城、キャフタ、オリヤスタイの税務局において毎月徴収した税を規定の数に従って税務総局に送り、総局から 10 分割し、1 分を残して徴税の用途に支出し、残りの〔10 分の〕9 分を財務省に引き渡す」、第 4 条において「各旗の印務処において毎月徴収した税および毎年 2 回徴収した牧地税をすべて 10 分割し、1 分を税務総局に届けて徴税の用途に支出し、残りの 9 分を再び 10 分割し、2 分をその旗の印務処に残し、8 分を税務総局に届け、財務省に引き渡す」と定めている¹⁵。よって、全モンゴル国内における関税の徴収額は、今回紹介している財務省の上奏に記された額よりは大きいことになる。

ここまで、マイルスキーの掲載したモンゴル国中央政府の歳計とボグド・ハーンに上奏されていたモンゴル国財務省の収支報告について紹介してきたが、以下、財務省の収支報告をもとにマイルスキーの統計を検証してみたい。

まず、マイルスキーの統計における会計年度が何月から何月までかが不明である上、財務省の収支報告も会計期間にばらつきがあるため、単純に両者を比較することは難しい。それでも、おおよその傾向をつかむことは無意味ではなからう。試みに、例えばマイルスキー統計の 1913/1914 年度収支予算と財務省報告の共戴 3 (1913) 年後半期と共戴 4 (1914) 年前半期収支を合算して一年間の収支とし、マイルスキー統計の年度に合うように整理したものが表 5 である。この表において、通貨単位は全て銀両に統一¹⁶

表 5. モンゴル国財務省報告 (上) とマイルスキー統計 (下)

	1913/1914 (17 カ月分)	1914/1915 (10 カ月分)	1915/1916 (12 カ月分)	1916/1917 (13 カ月分)	1917/1918 (11 カ月分)
関税収入	714,873.28	443,240.63	600,925.36	945,512.67	743,021.745
収入総計 (借款なし)	1,072,320.40	575,113.54	759,002.177	1,148,379.335	945,798.01
収入総計 (借款込み)	1,288,970.40	880,131.29	1,031,845.367	1,251,879.335	945,798.01

	1913/1914	1914/1915	1915/1916	1916/1917	1917/1918
関税収入	347,657	347,657	418,571	488,500	684,500
収入総計 (借款なし)	480,995.57	480,995.57	522,856.71	666,143	886,698.5
収入総計 (借款込み)	1,934,806	1,127,428	1,629,851	1,239,455	1,646,026

し、収入における関税の占める割合が分かるように、ロシアからの借款を含めた場合と含めなかった場合の収入総計を挙げている。

ロシアからの借款を含めたモンゴル国中央政府の収入総計については、1916/1917年度を除いて全てマイルスキーの統計の数字を下回っている。ただし、この時の財務省報告は13カ月分の収入を挙げているため、その分を差し引けばやはりマイルスキーの統計を下回ることになる。すなわち、中央政府の収入総計の実態は、マイルスキーの統計が示すほどには多くはなかったということになる。

次に、関税に着目してみると、全ての年度において財務省報告が挙げる関税収入がマイルスキーの統計の数字を上回っている。1913/1914年度、1916/1917年度がそれぞれ17カ月、13カ月分の関税収入ではあるが、超過している分を差し引いても、マイルスキーの統計の数字を超えそうである。反対に、1914/1915年度、1917/1918年度はそれぞれ10カ月、11カ月分の収入に過ぎないが、これらもマイルスキーの統計の数字を上回っている。

以上のことは、収入総計に占める関税収入の割合はマイルスキーの統計が示す割合より相対的に高かったことを意味している。すなわち、モンゴル国中央政府の財政は、これまで考えられていたよりも更に多くを関税に依存していたことになるのである。ただし、関税収入が年を経るごとに確実に増加していった点、そしてロシアからの借款を含まないモンゴル国の独自財源における関税の割合がおおよそ70%から80%であった点などはほぼマイルスキーが指摘する通りである。

5. 関税増収の要因

表4の示す通り、モンゴル国における関税収入は、共戴6(1916)年前半期を除き増加傾向にあったことが分かる。特に、共戴7(1917)年はロシアからの借款なしでも余剰金が生じるまでに関税収入が増加している。共戴7(1917)年後半期の関税収入は共戴6(1916)年までのその2倍近くになっている。なぜモンゴル国の関税収入はここまで急激に増加したのであろうか。以下に現段階で考えられる3つの要因を挙げてみたい。

1つ目の要因は、1915年6月7日に締結されたキ

ャフタ協定(第12条)後に関税の徴収方法が変更されたことにあると思われる。すでに引用しているように、キャフタ協定第12条は、「中国商人が貨物を自治外モンゴルに搬入する場合には、いかなる種類の商品であろうと関税を課されることはない。ただし、中国商人は、自治外モンゴルにおいて制定され、今後制定される内地商税を外モンゴル人同様に納付する」(Барсайхан(ed.) 2013: 408)と定めており、一見すると、モンゴル国外の唯一の関税負担者であった中国商人が無関税になったように読める。しかし、これでは、中国商人はモンゴル人と同様の家畜の種類と年齢に応じた定額の内地商税を納めるだけとなり、税収の減少は免れ得ない。

この件に関し、キャフタの税務局官吏バルダンツェレンの税務省宛の書簡では、共戴5年7月23日(1915年9月2日)に受け取った税務省からの命令として、

中国商人とモンゴル人から関税を徴収する規則を施行している件のうち、モンゴル人には適切ではない〔ものがある〕ので、繁殖した家畜に関わる牧地税の他は全て中国人の関税と同様とし、モンゴル人の交易する家畜、皮、毛など物品からは全て時価によって100分の5分の関税を徴収するべきである……(МУУТА. ФА8-Д1-ХН673-2)。

と記録されている。すなわち、モンゴル人から徴収する税額を中国人同様の時価5%に変更することが通知され、「今後制定される内地商税を外モンゴル人同様に納付する」というキャフタ協定第12条に基づき、中国商人はキャフタ協定以前と同様5%の関税を納めなければならなくなったのである。このように、モンゴル人に対する税額を変更した背景には、「最近、わが国の皮革等の物品の値段が高騰しており、もし中国人から徴収する関税をモンゴル人の関税と同じにすれば、国庫の収入が減少することになる」(МУУТА. ФА8-Д1-ХН673-3)とあるように、従前の家畜ごとの定額の税金では物価変動によって税収が安定しないという理由があったのである。

2つ目の要因は、これもマイルスキーが指摘している点であるが、ロシアの財政顧問の働きによるものと考えられる。マイルスキーが、「それと同時に、関税と貸付けによる収入が不断に増加しているのがど

うしても目に付く。おそらく、ここには何よりもロシア人顧問の改革活動が影響を及ぼしているであろう」(Майский 1921: 283) と記しているように、モンゴル政府は 1914 年 1 月に S.A. コージンという人物を財政顧問とする契約を結んでいる。そもそも、ロシア人の財政顧問を雇うことは、1914 年にモンゴル政府がロシア政府から借り入れた 300 万ルーブルの借款を適切に管理し、モンゴル政府の財政を健全化させ、遅滞なく返済させるため、ロシア政府にとっても必要であった。これも先行研究で指摘されているところではあるが、当初、モンゴル政府は V.L. コトヴィッチを財政顧問として招聘する希望を示していた¹⁷。ところが、共戴 3 年 7 月 7 日 (1913 年 8 月 8 日) 付の外務省発財務省宛書簡には、フレ一駐在ロシア公使の書簡として、

モンゴルの財政を改善することについて、官吏コトヴィッチを年俸 6000 ルーブルによって招聘することをサインノヨン・ハンが述べた通りに、2 カ月半前に帝国政府に伝達した。コトヴィッチは家庭の事情により首都フレ一には来ることができないので、わが国政府は長年滞在しモンゴル語を知る¹⁸ 官吏コージンを招聘することを提案したが、モンゴル政府はこの件はサインノヨン・ハンがペテルブルクに自ら赴くまで一時的に拒否すると述べた。だが、わが国政府はモンゴル国の財政を早急に改善することを考え、[拒否すること] を認めず、今すぐに派遣しようとして述べた…… (МУУТА. ФА6-Д1-ХН 594-35)。

と伝えている。さらに、コージンを招聘する件について、7 月 18 日 (8 月 19 日) 付の外務省発財務省宛書簡には、「われら諸大臣が協議し、このコトヴィッチの代わりに派遣する官吏とは顔を合わせたことはなく、今迎え入れても色々と不都合があるので、この官吏コージンを迎え入れることをこの度は拒否し、後日受け入れると話し合い決議した」(МУУТА. ФА6-Д1-ХН594-19) と伝え、コージンの受け入れを一時的に拒否した。

この人選については、最終的に、1913 年末にペテルブルクを訪問したモンゴル国総理大臣サインノヨン・ハン・ナムナンスレンが、1914 年 1 月 7 日にコージンを財政顧問として招聘する 12 カ条の契約書にサインしたことにより決着した¹⁹。この契約書に

よれば、財政顧問は予算を作成し (5 条)、財政改善のための法案・規則を起草して閣僚会議に提出する (7 条) ことなどが任務として与えられていた。契約期間は 3 年間であったが、3 年分の給与を支払えばモンゴル政府から契約期限終了前に解任することも可能であった (12 条)。

コージンがモンゴルに到着した日付については諸説あるが、1914 年 5 月であったことは間違いのないようである (Лонжид 2000: 32)。モンゴルに到着すると、コージンはモンゴルの財政状況を確認し、様々な提言を行っていった (Цэнджав 2014: 52)。しかしながら、共戴 8 年 7 月 23 日 (1918 年 8 月 29 日) 付のモンゴル政府の文書には、コージンは契約期間が満了する前に突如としてロシアに帰国し戻ってこない旨が記されている (МУУТА. ФА6-Д1-ХН1159-2)。ツェンドジャブによれば、「コージンは [1916 年] 12 月 21 日、突如、誰にも告げずにエルフル (イルクーツク) に向かった」(Цэнджав 2014: 52) としている。

コージンがモンゴルを去った要因の 1 つは、ロシア総領事との対立であったようである。これについては、モンゴルにおけるロシアの最高代表者をめぐって、外務省の代表である総領事と財務省の代表である財政顧問の間で対立が生じ、モンゴル政府の改革事業にも弊害をもたらした旨をマイルスキーが伝えている (Майский 1921: 280)。結局、コージンがやり残した仕事は、彼の補佐をしていた P.A. ウィッチに引き継がれた。

そして 3 つ目の要因は、2 つ目のロシア人顧問の活動とも関連すると考えられる、税規則の改定である。1916 年 10 月 15 日、全 13 条からなる新しい税規則が制定されている。その第 9 条においては、

ロシア人が中国、満洲の国境を越えてモンゴルに商品を搬入して販売すれば課税するほか、ロシア人がモンゴル・ロシア国境から商品を持ち込めば協定に従い免税とする。彼ら [ロシア人] の商品をモンゴル人、中国人が購入し、自らの商品として販売すれば課税する (МУУТА. ФА6-Д1-ХН213-Н191; Пунцагдаш 2006: 152-154)。

この条文では、ロシア人の免税は露蒙国境に限定されること、そしてロシア人からの転売は課税対象であることが明記されている。このような改定がなされた背景には、マイルスキーが、「モンゴル政府によ

って発布された関税規則により、中国人の持ち込む商品には5%の税金が課せられ、ロシア商店の商品は税金を免除されていたため、ロシア商人は当然のごとく中国人に自らの名義を売却した」(Майский 1921: 208)と述べているように、ロシア人名義を利用した中国商人の税逃れがかねてから横行しており、さらにはロシア人が無税でモンゴルに持ち込んだ商品を中国商人が転売するような事件が頻発するという事情があった。このような税規則の改定がどこまで効果的であったのかについてはいまだ検討の余地があるが、改定後の関税収入が急増していることは間違いない。

6. おわりに

本稿においては、これまでモンゴル国財政史研究の重要な基礎資料となっていたマイルスキーの統計をモンゴル国の档案史料により検証した。その結果、具体的な数字についてはかなりの異同があるものの、国家歳入に占める関税の割合の高さや関税収入が確実に増加していたことなどの大まかな傾向は、マイルスキーの記述と一致していることが確認できた。また、本稿では関税収入のみに着目し、支出については言及しなかったが、マイルスキーは支出についても具体的な数字を挙げている。それによれば、モンゴル国中央政府の支出において軍事費の占める割合が比較的高いことを示しているが、事実、財務省の収支報告においても軍事費は支出の中で常に大きな割合を占めている。このことから、推測の域を出ないが、マイルスキーはモンゴル、あるいはロシアにおいて何らかの公的な資料に接することができたのであろう。

今回の考察からは、新生モンゴル国の財政はロシアからの借款に依存しつつも、共戴4(1914)年後半期を除いては黒字となっており、共戴7(1917)年以降は借款なしでも余剰金が生じていたことが明らかになった。これは、マイルスキーの統計では、1918/1919年度になってようやく達成される財政状況である。モンゴル国の財政においてロシアの借款、ロシアの財政顧問の果たした役割を否定するものではないが、概してマイルスキーの記述はロシアの影響力の大きさを物語るようになされているために注意が必要である。

関税収入が増加していった要因として、本稿では関税規則が整備されていったことをその一つとして指摘したが、交易量そのものが実際にどのように変遷したかについては今のところ明らかにできていない。交易量が増加していれば、関税収入も当然にして増加していたはずである。また、中国商人が滞在しているにも関わらず関税を送り届けてこない旗の存在も確認されており、このような旗に中央政府がどのように対処したのかも重要な問題として残っている。これらは今後の課題として引き続き考察していきたい。

注

- 1 Gerard M. Friters 1949; Батсайхан 2005 などが主な例として挙げられる。
- 2 本書には日本語訳(南満洲鉄道株式会社庶務部調査課編 1927『外蒙共和国』上編・下編、大阪毎日新聞社)やモンゴル語訳(И.Майский 2001, *Орчин үеийн Монгол. Автономит Монгол XX зууны гараан дээр*)がある。
- 3 例えば、Лонжид 2000 など。
- 4 この収支予算によると、1915年の関税収入は500,000両、1916年の関税収入は600,000両、あるいは857,143両とされている(Батсайхан (ed.) 2010: 288-291)。1916年については、元の予算がルーブル建てで作成されており、1,200,000ルーブルを1両=2ルーブルで計算した場合と、1両=1.4ルーブルで計算した場合が併記されたために2つの数字が挙げられていると思われる。
- 5 デンデブはその著書『モンゴル国略史』(1934)において、1915年、1916年の国庫歳入、国庫歳出の総額をそれぞれ1,998,869ルーブル(1915年歳入)、1,852,274ルーブル(1915年歳出)、6,111,625ルーブル(1916年歳入)、6,109,530ルーブル(1916年歳出)としている(Дэндэв 2006: 141)が、この数字は注4に挙げたナムナンスレンが認可した1916年の収支予算内の数字と一致している。もともと、注4に引用した史料集は、デンデブがまとめた史料をバトサイハンが出版したものであるため、彼がこの史料を引用したのは想像に難くない。ただし、この場合、通貨単位はルーブルではなく両であるべきであろう。
- 6 保護関税とは、輸入品に関税をかけることにより国内産業を保護するためのものであり、財政関税とは、税収の確保そのものを目的するものである。
- 7 関税に関する具体的な条文やその改定経緯などについては、橋 2020: 66-76 を参照。
- 8 この他、チベット人も当時は免税とされていた。詳細は、橋 2018 を参照。
- 9 当時中国各地で徴収されていた国内関税の一種。もと

- は従価 100 分の 1 (= 1 釐) が課税されたことから「釐金」と呼ばれた。
- 10 マイスキーの履歴については、Кульганек 2015 など参照した。
- 11 寺山恭輔氏は『現代モンゴル』の改訂版は刊行されなかったとする(寺山恭輔 2017: 168)が、改訂版である *Монголия накануне революции* は 1959 年にモスクワで刊行されている。
- 12 *Новый Восток* 誌の創刊号には、この書に含まれなかった資料が掲載されている。
- 13 銀両はいわゆる秤量貨幣であり、一両にはいくつかの重さがあるが、モンゴルで利用されていたのは庫平両であった。ただし、一元が庫平 0.72 両の光緒元宝(龍銀)は、モンゴルでは 0.5 両で換算されていたという(Цэрэндорж 1961: 26)。この時代の中国における銀両については、宮下 1990 に詳しい。
- 14 ここで指摘した計算間違い、記載ミスについては、筆者の史料誤読である可能性は排除できない。
- 15 本税規則の詳細については、橋 2020: 68-69 を参照。
- 16 マイスキーの他の統計同様、1913/14 年度～1915/16 年度は 1 両 = 1.4 ルーブル、1916/17 年度、1917/18 年度は 1 両 = 2 ルーブルで換算した。
- 17 内務大臣のダー・ラマ・ツェレンチメッドはロシアの財政顧問を不必要と考えていたが、どうしても雇うならばモンゴルの言語や習慣をよく知っているコトヴィッチが望ましいと考えていた(ボルドバатар 1997: 45)。概して、コトヴィッチはモンゴルの独立運動に好意的であった。
- 18 コーzin はペテルブルク大学の東洋言語学部において漢蒙満語を学び、内務省でカルムイク問題を担当していたという(Цэнджав 2014: 39)。
- 19 本契約書のモンゴル語全文は、Очир & Пүрвээ 1982: 199-201 を参照。
- 南満洲鉄道株式会社庶務部調査課編 1927『外蒙共和国』上編・下編、大阪毎日新聞社
- 宮下忠雄 1990『近代中国銀兩制度の研究：中国幣制の特殊研究』有明書房
- Friters, Gerard M. 1949, *Outer Mongolia and Its International Position*, Baltimore: The Johns Hopkins Press.
- Kennan, George F. 1969, "Vospominaniia Sovetskogo Posla: Voina, 1939-1943. by I. M. Maisky," *Slavic Review*, Vol. 28, No. 1.
- Батсайхан, О. 2005, *Монгол үндэстэн бүрэн эрхт улс болох замд (1911-1946)*, Улаанбаатар: Адмон.
- Батсайхан, О. (ed.) 2010, *Монголын түүхийн эх сурвалж (1911-1921)*, Улаанбаатар: Адмон.
- Батсайхан, О. (ed.) 2013, *Хятад, Орос, Монгол гурван улсын 1915 оны Хиагтын гэрээ: өдөр тутмын тэмдэглэл*, Улаанбаатар: Соёмбо принтинг ХХК.
- Болдбаатар, Ж. 1997, *Да лам*, Улаанбаатар.
- Дэндэв, Л. 2006, *Монгол улсын товч түүх*, Монгол бичгээ хөрвүүлж, оршил бичиж, тайлбар, нэрсийн хэлхээ хийсэн Сампилдондовын Чулуун, Улаанбаатар: Соёмбо принтинг ХХК.
- Лонжид, З. 2000, *Монгол улсын санхүүгийн албаны түүх: 1911-1921*, Улаанбаатар.
- Майский, И. 2001, *Орчин үеийн Монгол: Автономит Монгол XX зууны гараан дээр*, Улаанбаатар: Согоо Нуур ХХК.
- Очир, А. & Пүрвээ, Г. 1982, *Монголын ард түмний 1911 оны үндэсний эрх чөлөө, тусгаар тогтнолын төлөө тэмцэл: баримт бичгийн эмхтгэл (1900-1914)*, Улаанбаатар: Улсын хэвлэлийн газар.
- Цэнджав, Г. 2014, *Монгол улс дахь Хаант Оросын санхүүгийн зөвлөх түшмэлийн үйл ажиллагаа*, Улаанбаатар.
- Цэрэндорж, Г. 1961, *Нийслэл Хүрээний монгол худалдааны тойм, 1912-1920*, Улаанбаатар: Шинжлэх Ухааны Академийн хэвлэх үйлдвэр.
- Кульганек, И.В. 2015, "И.М. Майский—монголовед, дипломат, общественный деятель (1884-1975)," *MONGOLICA*, XIV.
- Майский, И. 1921, *Современная Монголия: отчет Монгольской экспедиции, снаряженной Иркутской конторой Всероссийского центрального союза потребителей "Центросоюз"*, Иркутск: Государственная типография.
- 本研究は JSPS 科学研究費補助金 19K01022 の助成を受けたものである。

参考文献

- 橋誠 2011『ボグド・ハーン政権の研究：モンゴル建国史序説 1911-1921』風間書房
- 橋誠 2018「清朝崩壊後のモンゴル・チベット関係—蒙蔵条約の同時代的意義に着目して—」『下関市立大学論集』62-1
- 橋誠 2020「20世紀初頭のモンゴル国における関税をめぐる相克と共生—制度と実態に関する基礎的考察—」岡洋樹(編)『移動と共生の東北アジア：中蒙露朝辺境にて』東北大学東北アジア研究センター
- 寺山恭輔 2017『スターリンとモンゴル：1931-1946』みすず書房